

13

特 253

631

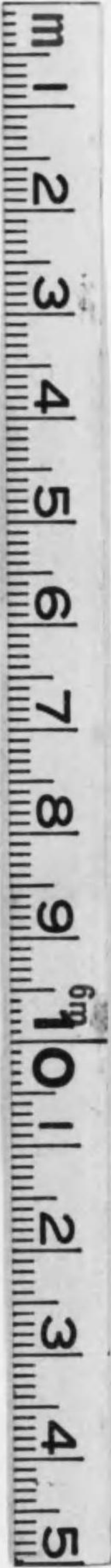
世界——經濟特輯（第六編）

日ソ漁業條約の檢討

——敢えてソ聯の暴壓を論難し

我が對策の萬全を促す——

事業之世界社出版部



始



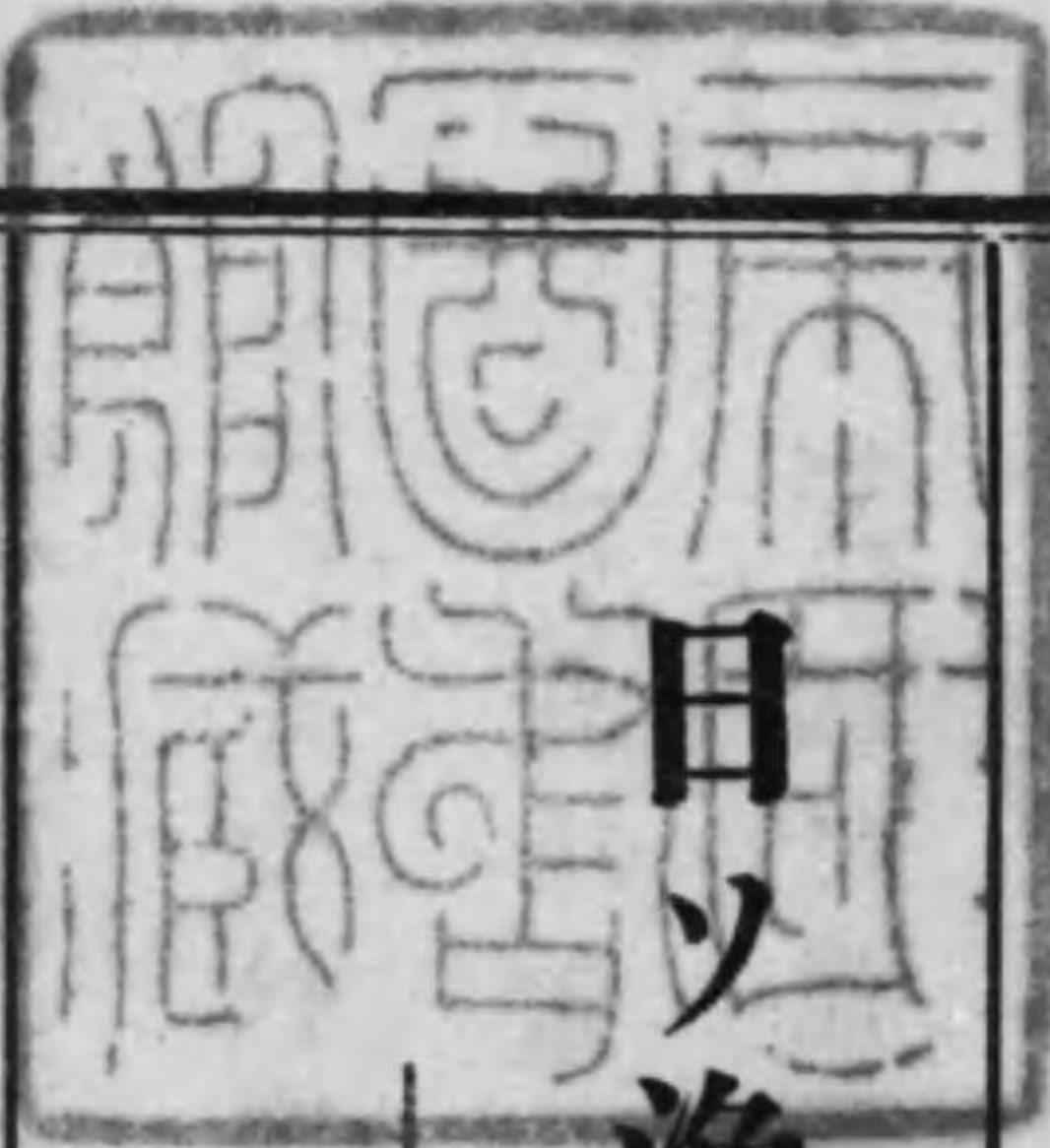
特253
631

事業之世界—經濟特輯

日ソ漁業條約の檢討

—敢えてソ聯の暴壓を論難し

我が對策の萬全を促す—



事業之世界社出版部

漁業の世界輸出増進

安んずる漁業の萬全を期す

漁業の発展と漁業の増進

漁業利益の増進



漁業の世界——漁業の増進

目次

- 一、對ソ漁業權の重大性……………一
- 二、我が重要産業資源……………四
- 三、我が外交交渉の失敗……………七
- 四、ソ聯の挑戦と吾等の覺悟……………一四
- 五、今より準備せよ……………二一

正、今より準備せよ……………二二

四、支那の海運と吾等の海運……………二四

三、海軍外交の態の犬類……………二六

二、非支重要漁業資源……………四

一、俄く産業の重大性……………一

目 次

日ソ漁業條約の検討

— 敢えてソ聯の暴壓を論難し

我が對策の萬全を促す —

對ソ漁業權の重大性

日蘇漁業改訂條約調印問題は、從來、政府及び當業者間に於て屢々問題となり、その專問的交渉をとつて來たが、時たましく北支權益問題が、彭湃として我が國民の重大關心となり、これと平行して、北洋漁業權益こそは寧ろ最も我が國民の重大關心事とされねばならぬとき、何ごぞ、既にはやくに忘却の彼方に忽緒に付されようとしつゝあるのを、我が國民の熱し易く醒め易き弊を暴露して、誠に遺憾の極みである。即ち北洋漁業權益は、正に、北支權益に勝るとも決して疎かにならぬ國家的大問題であることを、想起す、彼の明治三十七八年戦役に起ける忠勇無双の我が幾萬の將士の尊き血の犠牲によつて是を獲得したる最も紀念すべく且つ忘れ得ざる結果であることは

何人も否み得ぬところである。

ともあれ、われ／＼は今、この問題を批判するに當り左の項目を擧げてみよう。

一、對蘇漁業權は、云ふまでもなく日露戰役の尊い犠牲の結果であり、わが國民は子々孫々に至るまで決して是を放棄し得ない。

二、國內消費と外國輸出に重大なる影響を持つ。

三、對蘇漁業條約の歴史は、これまでの経過に於ては、何如にヒイキ目にみるも尙日本外交の最大屈辱たるを逃れず、國民の共に血涙をのみ、忍び能はざる問題となつた。

四、ソビエツトの屢々にわたる我が既得權益の侵犯は、彼國の常套不信行爲であり

偶々日支事變後に於ては、計畫的挑戰行爲に觀られる。

五、昨年十二月二十九日、彼我暫定取決に依つて現行漁業條約効力を今年一杯に延長したるも、懸案は唯だ小康を得たるのみ、從來のソビエツトの遺口をみれば決して今後の樂觀をゆるさず。

即ち本社が、この問題に對して、單に當業者の利益問題たるに止らず、國民の問題として取りあげる所以のものは茲にあるのである。

そも／＼、日蘇漁業權は、人も知る如く、北洋露領に於て、我國民が漁獲を爲す權

利であり、遠く歴史を遡れば、明治八年の樺太千島交換條約に規定されたものである同條約二條に、

「日本船及び商人は、通商航海の爲めオホツク海諸港及びカムチャツカの海港に來り、又はその海及び海岸に浴ふて漁業を營む等渾てロシア最懇親の國民同様なる權利及び特典を有す」

とあるのがそれである。

しかし、榎本武揚とゴルチャコフとの間に此の條約が調印されたにしても、當時、我國は尙、内外多事であり、遠く北邊に力を注ぐ能はず、従つて漁業の發達も微力であつたがため、先驅の日本漁夫は、悉くロシアの壓迫の中に漁業を續くるの實情にあつたのである。

然るに、明治三十七年、ロシアは滿洲の駐兵を漸次朝鮮に増大し、その侵畧を企つるに及んで、茲に日露戰役の勃發となり、我國は國運を賭して全くロシアを屈伏し、茲に日露講話條約が訂結され、その結果として得たる我國の重大なる權益が、

一、滿洲に於ける權益

一、樺太南部の割讓と北洋漁業權益

この二つに外ならぬのである。

即ち、北洋漁業権こそは、滿洲に於ける權益と共に、我が國民が堅忍不拔の大精神を發揮し、血の犠牲をはらつて獲得したものであり、ひとたび滿洲に於ける權益が、支那の侮日、抗日に依つて脅かされるや、敢然起つて直に膺懲の師を進めたが如く、亦北洋漁業権にしても、もし其の犯さるゝ事あれば、容赦なく起つて、日本魂の熱血を以て是に應ふべき性質のものであることは、何人も否み能はざる明白の理である。これを失ふは、國家産業の發展を阻止し、その利益を失ふに止らず、亦、我々の父祖の偉烈に對し汚點を詫ぐものとして、決して黙過し能はぬのである。

四

我が重要産業資源

日蘇漁業権は、かくしてポーツマス條約（日露講和條約のことを云ふ）の第十一條に依つて、我國の得た權益であるが、しかも是が漁業権を何如に行使するかといふ具體的問題に就ては、更に明治四十年に、日露漁業條約が結ばれ、いま、我々の問題になつてゐるのは實に、この漁業條約の問題なのである。

即ち、我國民は、この條約によつて、日本海、オホツク海、ベーリング海に面するロシアの沿岸に於て漁業を爲す自由を獲得したのであるが、早くも其年の六月には、

二萬五千圓の提商會（大正十年三月、日魯漁業株式會社、カムチャツカ漁業株式會社と三社合同して二千五百十七萬圓の日魯漁業株式會社となる）が成立、勇しくも北洋の彼方に寒風を突いて、漁獲、罐詰の仕事に従事することになつたのである。そして後尙、續いて幾多大小の漁業會社が起つて、我國の漁獲産業に一大光明を添へたことは、既に周知の事實である。

ところが、この我が好ましき漁業の發展に一大暗礁を現出したこれこそ、彼のロシア革命の勃發であつた。即ちこの爲め、條約は一時中絶のかたちとなつたが、しかも我當業者はその不便を忍び、大正七年より十四年に至る、極東動亂時代には、特に軍の保護下に自由出漁を爲し、僅に利益を擁護されたのである。

かくして、ロシア革命漸く結末の幕を閉ぢ、新政權ソ聯官憲と、我が當業者間に暫定協定が結ばれたのは、尙、軍保護下に漁獲に従事中の大正十二年のことであつたが、更に大正十四年の一月には、日ソ兩國の國交が樹立されたので、茲に日ソ基本條約によつて、ポーツマス條約が再び有効となつたのである。

而して、これに基づく漁業權行使の條約は、亦更に昭和三年一月二十三日に締結されて、これが現行の彼我漁業條約でありその効力期間は八年間とし、即ち北洋露領沿岸に漁區を設置して、日本人の漁業經營を認められたのであるが、その條約では、

競賣に依つて、日本人が漁區を得る権利が定められ、それには借區料をソビエツトに支拂ふこと、(昭和六年の協定では、一留を三十二錢五厘に換算することなどがあ
る)漁業に關しては、ソビエツトに一定の税金を支拂ふこと、漁獲物は自由に輸出し
得ること、などが取り決められてゐる。

しかし、この漁業條約の期間は、恰度昭和十一年の五月を以て満了となるので、條
約の規定に依つて昭和十年、つまり有効期間の一年前に兩協定の交渉が開始されたの
であるが、その結果は、昭和三年の條約を基本とし、新しい案文が、日ソ双方の意見
の一致を見たので、昭和十一年末に調印といふ約束まで出來た時、何故か突如ソ聯の
拒絶となつたのである。この不信不法なるソ聯の態度は、勿論我等の決して許し得べ
からざる事であるが、爾來北洋漁業權問題と云へば、即ち此の改訂條約問題のことだ
である。

ところで、北洋漁業に於ける我國現在の權益はどの位であるかといへば、即ち、そ
の主な漁獲物は鮭、鱒、蟹などで、鮭は、紅鮭、銀鮭、共に世界第二の漁場と言はれ
五月中旬頃から出獵し、九月までとあるが、我が日本人の有する漁區は、約二百八
十箇所の安定漁區の外に、長期契約によつて、日本人が經營をしてゐる處の罐詰工場
漁區數十ヶ所を合せて、三百九十一を數へるのである。

而して、これが一年の漁獲高は、平均約四千萬圓に及び、イギリス、アメリカ、フラ
ンスなどに罐詰にして輸出される、我國の重大な輸出品となつてゐるのみならず、我國
民の食膳に登り、その美味を賞されてゐるのである。しかも、これに使用される日本
勞働者は實に二萬人に上り、船は、四十萬噸を算する盛況である。

即ち、狭少なる島國として、本國に於ける資源の少ない日本にとつて、北洋漁業は
産業上重大な利益關係をもつてゐることは、この數字をみるまでもないが、これらの
權益が、ソ聯によつて漸次壓迫され沒收される傾向のあることは、單に之れ當業者だ
けの問題として放置し得るものではなく、實に國家的大問題として、日本人の誰れも
が切齒抱腕、まなじりを決して、ソ聯の不信を難詰し且つ場合に依つては、その膺懲
さへも辭せぬ決心が必要なのである。

我が外交々渉の失敗

そこで政府に於ても、勿論これが漁業權に對しては、最大の努力をつくしてゐるこ
とであらうが、その結果はどうであらうか。

昭和三年、第二次日ソ漁業約條が結ばれたのであるが、しかし、これは、當業者側

の見解によれば論なく非常に悪条件のもので、明治四十年の條約よりも尙不利であるといふことである。

勿論ロシアが、革命によつてソビエツト政權を確立し、帝政ロシア時代に於ける外國の權益を縮少することが國策であらうが、而もそれにしても、尙且つ日本外交の軟弱を無責のまゝに認めることは出来ない、即ち明治四十年の條約に於ては、日ソ兩國民は均等の立場をもつてゐたのに、昭和三年の條約では、日ソ個人の權利の外に、ソビエツト官憲は恣に國營漁區として、二百萬ブートンに該當する漁區をカムチャツカの何處からでも選んで、優先的に獲得することが出来るといふ條項を加へたのである。つまり、從來は、ロシアの個人に委して重大視しなかつた漁業にソ聯國家が進んで干渉に乗り出したのである。處でその理由は國情の變化によつて、凡ての事業が國家經營となり、個人企業が禁止されたのであつたが然も、漁業だけはロシア人に個人經營を許すと勝手なことを言ひ、残りを日本人が競賣で落札するのでなく、ロシア人も落札の權利を得たのである、このロシア人の個人が參加して残された漁區を、日本人も競ふといふことは競賣そのものが非常に、巧妙な、ソビエツト側の策略であつて、毎年二月に浦塩で行はれる入札期は、競争によつて、漁區貸付高が昇ることは必然でありソビエツトの利益換算が茲にあるのだが、ソビエツトの個人は、政府の代理で、この

落札に參加し、法外の金で日本人と争ふことになつたのである。それがため日本人は法外の金を支拂ふか、生産の割合が利益にならねば放棄してしまふはか途がないのである。勿論斯うした結果は、日本人の漁區は折角の漁業權があつても次第に減少するか、さもなくば發展しないやうな破目になつた。即ち昭和三年ロシアとの間に八對二のものが、昭和四・五年では五對五となり、昭和六年には、ロシアの方が遙かに勝れて日本漁區の衰滅を物語つてゐるのである。

試に大正十一年から、昭和十二年までの日本側とロシア側との漁區の比較を掲げてみよう。

年 度	日本側漁區	ソ國側漁區
大正十一年	二六四區	五七區
大正十二年	二五四區	三四區
大正十三年	二三四區	四九區
大正十四年	二四〇區	四六區
大正十五年	二五二區	四六區
昭和二年	二三九區	四〇區
昭和三年	二三九區	四二區

昭和四年	三〇三區	一六五區
昭和五年	三一八區	二七二區
昭和六年	三〇九區	三〇一區
昭和七年	三九二區	三〇一區
昭和八年	三五七區	三五二區
昭和九年	三八六區	三六五區
昭和十年	三九五區	四一四區
昭和十一年	三九九區	四一九區
昭和十二年	三九一區	四二四區

即ちこの統計の示す如く、北洋漁業の利益にソビエツトを積極的に参加させる方法だつたことが分り、今や日本當業者は競賣といふ一項の光る漁業條約のため、尊い既得權の行使が、風前の燈、化されつゝあるのである。

つまり、日本外交は、ソビエツトの巧妙なるベタンに引つかつたのである、然も尙當業者は、これを既往のこととして諦め、せめては現在の勢力を維持しやうと考へたので、遂に昭和七年の廣田、カラハンの漁區安定協定となつたのである、現在の外相廣田氏が大使の折、一年ばかりの折衝の結果、二百八十二ヶ所の漁區を五ヶ年安定

させたのがそれである。これは競賣によることなく、日本が貸下げをうける權利の規定である。即ちこれで、當業者は僅に愁眉を開いたといふやうな譯であるが、而もこれさへも今度の、昭和三年の條約の期間が十一年で切れることになつて、亦々問題は難點に打つかつたのである。

條約が切れる一年前の十年から、交渉の結果、第三次の條約が結ばれることになり日ソで調印といふ處まで來つゝ、昭和十一年の日獨防共協定を楯に突如ソビエツトが之を拒んだことが、それである。

しかもその第三次改訂條約といふのは、日本が讓歩に讓歩を重ねた上のものであり最初から失はれたるものをそのまゝにして、折角の既得權を、技術的な條約の中に雲煙化して相互の異存さなくなれば、現存のまゝ十二ヶ年毎に更新させやうといふのである。技術的な問題は先方の相手にされず、しかも漁區の安定を十二ヶ年維持するといふ唯一の希望は、五十回に亘つて交渉の結果は、五年間、更に三年間、同條件でやらうといふ侮辱的の了解が出來上り、ループルの換算率にしても、三十二錢五厘を五ヶ年間だけ認めやうといふのである。

曾てユレネフ大使は日露親善關係増進の鍵は全部日本政府の態度次第であると語りモスコト政府當局が「日獨協定が凍結してしまはぬ限り日露兩國關係は改善されない

日獨協定は、兩國關係の好轉を阻害する一大障害である」と言つてゐるが。

つまりソビエツトの態度は、日本がソビエツトに有する既得權益を楯に、日獨防共協定を阻止したのが山であるが、由來、我國の外交は、軟弱外交といふ比評があり、弱腰で妥協を生命とし、腹藝がない、ソビエツトにも、支那にさい馬鹿にされてきたのである。

それに我國の露領事業者は、一般に親ソ的であつたためこれ等事業者を利益問題の餌で釣り、日獨防共協定を妨害しようとする腹藝もソビエツトの外交戦畧の一つであつた。しかも此の暗礁は尙、日ソ双方の歩み寄りにより昭和十一年十二月二十八日の所謂一年間の暫定協定となつたのであるが、昨年中、正當の條約を結ぼうといふ我國の交渉に對しては矢張りソビエツト側では言を左右にして今日に及んでゐるのである。昨年の五月、重光大使はストモニャコフ外交委員に會見し、調印の促進を促したが先方の誠意なき回答に會ひ六月の交渉も壊滅に歸し、又西參事官の交渉にしろソビエツト側は飽まで三十六計を決めその結果、我國の外交も、業を煮やして十一月二十日はつきりした回答を求めたが、「昨年の兩國當局による改訂條約は、色々な事態の變化でそのまゝ調印することは出来ない、それに代るべき案によつて再交渉する」といふ馬鹿らしい吞氣な聲明に終つたのである。越えて我方では十二月四日、更にその代

案提出を督促したところ「出すべき案は、あつたけれども新憲法と接觸する點があるから、代案を作成中である」といふあくまで煮え切らぬ答辯であつたのである。

斯く觀じ來れば、即ち日本外交は、失敗を重ねてゐると云ふのみならず翻弄されてゐる觀が深い。

暫定條約の期限は切迫するし、ソビエツトに誠意がないそれでは開き直るより外なく、自由出漁もよし國力を以て日露戰役による權益を北洋に維持するもよからうといふ際どい輿論の進撃によつて、始めて、昨年十二月二十九日更に一年間の暫定協定でお茶を濁したのである。

こゝで我々の考へなければならぬことは、即ち我國は單なる從來の外交交渉のみに依つてのみにて、この不信極まるソ聯に對し、條約を有効にすることは出来なからうといふことである、何故なれば、ソビエツトが、我が既得權を阻害することが國策でありとし、しかもそれは、日本外交の失敗によつて成功したと思込んでゐる、以上これまでソ聯に成功させた、そのことが既に取り返しのかぬ結果であつたからである。支那の外交に侮られたとは敢えて云はぬが、今や日本は遂に武力を以て支那蔣政權を脅懲しつゝある日ソ漁業權益でも果して此のことが考慮されてゐるやうか。

一月十八日の新聞によると、廣田外相は、改訂條約の調印を要求すべく、在モスコ

一重光大使に訓令を發したところ、ソ聯外務人民委員部極東部長カズロフスキー氏は試案の未完成を理由に暫時の猶豫を申しのべたとがあるが、その試案が果して日本側のものより有利であるか否か、それにさへ從來の妥協を敢えてするやうでは、更に敗北妥協の日本外交を刻むことゝなつて、我々國民としては到底黙視し得ないこと勿論である。

ソ聯の挑戦とわが覺悟

いつたい、ソ聯は何故に、わが國の既得權益を無視したやうな行爲を敢てし、妥協的な改訂條約にさい調印を拒否するのであらうか。昭和十一年の場合、手續未了が理由で、日獨防共協定が原因だと言はれた。昭和十二年の場合、伊太利が、これに参加したゝめだと言はれた。之に對し、外務省情報部が「漁業條約は漁業權の行使規定であり漁業權の存する限り漁業條約も不斷に存續せざるべからざることは論議の餘地がない、日ソ漁業條約締結の義務は嚴然たる條約上の義務であつて、兩國間の一般情勢の一起一伏に左右せられ又は一般通商條約等と異り、國家間の友誼の厚薄を基礎として他の問題に關聯せし

めらるべき筋合でない」といふ反駁は至極正當であり又關係事業者の聲明も至極尤なもの、**「今後如何なる事態に臨むも、吾人は協力一至、北洋の國家的權益確保の爲め斷乎萬難を排して邁進すべき決意を有することを聲明す」と言つてゐる。**

しかも、ソ聯の我が北洋漁業への壓迫がやまないのは、それがソ聯産業の一資源として考慮されることも亦一の原因である。

凡て計劃的であるから、日獨伊防共協定の單なるいやがらせである譯がない。それによつて、世界關係の複雑な動きが阻止されるを思ふやうなソ聯の政治、ソ聯の科學は決して甘いものではないのである。

さき頃問題になつた如く、「もたぬ國」がその資源の獲得のため、必死の自己擴張をやらねばならぬやうな世界情勢にあることは、ソ聯の知らざる筈なく、それは、理論でなく、必然である。この必然性の波の上にある協定は防ぐことは出来ない。防ぐことの出来ぬ、必然の、「もたぬ國」の、世界植民地に向つての資源問題の一つとして、亦わが北洋漁業があることも知つてゐる筈ある。即ち、こうした意味を徹底させると、ロシア側に於ては、わが北洋に於ける發展は、とりもなほさず自國の國防と産業に於ける打撃である、露滿の國境や亦、外蒙に於てのみ、決して彼國の國防上の問題がある譯ではない。

近年に於ける、ソ聯の邦人壓迫は、計劃的なことに於て有名であるが、就中漁業者に對しての技術的壓迫は、随分苛酷を極めたものであり、即ち日本政府の承認を得ずして、勿論漁業條約を無視し、邦人經營でも最も優良なる十八漁區をソ聯の國營として、奪取し去つたのをはじめ、競賣制を利用して、漁業者を競争せしめ、採算上の困難に追ひこむのみか、河川漁業を亂暴にやるのによつて、海洋漁業を妨害する等その暴狀は言語に絶するものがある。

即ち人も知る通り、北洋を唯一の産物とする鮭鱈は、河に逆つて産卵する習性を以つてゐるが、是を知りつゝ、河川を保護しないと、漁獲が減少するは火を見るより明かな理で、漁區が釣上げられた上に河川漁撈によつて魚場が荒されるとすれば全く採算が不利な條件となるが、ソ聯では是を知りつゝ、平氣で邦人を壓迫しつゝあるのである。又、昭和十二年に至つては、十數年前から、習慣となつて居り、且つ現行漁業條約に保護されてゐる邦人の魚粕工場の強制閉鎖を命じ、安定漁區の中で、河口變化のため閉鎖してゐた處、河口の再變化が起きて、その復活を要求しても承知しなかつたり、邦人各漁區間の、漁業用品移送を、急に禁止して困難を生せしめたり又、八時間の労働制を楯にとつて、現場作業を妨害したり、あらゆる困苦缺乏を以て、その壓迫に堪えられぬ仕組さへ試みるに至つたのである。

露領水産組合副會長の田中九祐厚氏は、これら笑止極るソ聯の壓迫をのべてゐる。

「カムチャツカに於ける社會保險の規則や衛生規則、その例を取つて見れば、カムチャツカ半島の居民は全部で七萬位しかゐない。其の海岸の砂原に工場があるが、そこで罐詰を作り、網を建て、魚を獲る。そして、廢物や何が捨てるには、一定の穴を掘つて埋みるのであるが、しかも、もし穴の中にウジが湧いてくれば、直ちに衛生違反といふことで撤廢を命ぜられる。

次に井戸を掘る、これは、水を工場に運ぶ爲めに、鐵管を廻すのであるが、さうすると井戸掘の手續をしただけで、鐵管について手續を欠ふたと云つて罰金を命ぜられる。又、税關の問題でも是迄は傳統的に漁業用品は無税といふことになつてゐるが、(のみならず條約上にもちやんと明記してある)カムチャツカのあちこちに税關が出来た。ために「是は漁業用品ではない、贅澤品だ」などといふ不法な云ひが、りが屢々行はれる。一番滑稽なのは、洗濯用として持つて行つた石鹼に、化粧品と云ふマークがついてゐたため、それだから是は贅澤品だといふので、六十萬ルーブルかの課税が命ぜられたことである。

更に、カムチャツカで働く者は皆褌を締めゐる。ソ聯の税關では、其の褌を縋帶材料として取扱ふ。縋帶がこんな必要ではあるまい、そんなに日本労働者は病氣をして

みるのかといふので、縋帶材料として税金を課したことがある。尙また漁業技術の問題としては、例へば魚を箱に入れて、その箱数を日記帳につける。一箱十八尾或は十九尾とつけてから箱に入れる、然し、もしその一箱の尾数が間違つてゐると、全體の箱数が間違つてゐるといふことで、すぐ罰金をかけられるのである。又、網の中に他の魚（鮭鱒以外のもの）が入つてゐると、それを撰り捨てるが、さうすると亦直に、魚を投げ捨てたといふ罪で、是亦罰金である。それで漁場にはどれだけの官吏があるかと云へばゲ・ベ・ウは勿論、其他の土地廻りの巡査、執行委員、税關吏、漁業監視官、勞働監視官、衛生官吏、技術官等がある。兎に角八人位が、のべつ、まくなしに漁場を廻つてゐるのである。

是等は仕事をしてゐる最中でもポイラーの検査をするとか、壓力の検査をするといふやうな無常識なことをやり、仕事も何もあつたものでなく、漁場の工場では、一分間仕事を休めば直ちに何百箱といふ罐詰の生産能力に關係するものである。といふのは一臺の機械は一分間に百五十罐以上を詰める速力で動いてゐるから、その機械が何臺となく並んでゐれば、それを例へば十分間ストップするとして、一臺でも十分間で千五百罐、十臺では一萬五千罐といふ損害を生ずるのである。それを一時間も二時間もストップされては堪うぬ。然もさういふことは何等遠慮しない。

即ち此の如き技術的問題で年々罰金を豫定的に拂はされてゐる額が、約三十萬圓はあるのである。

田中丸氏の話は右の如くであるが、又、中には技術的な條約の不満からくる損害もあつて、それは、國情の違ふ双方の條約に充分の交渉がないといふ、我國外交の責任もないではないが、ともあれ、これらを綜合して見るとき、ソビエツトは、あらゆる生存上、經濟上のいやがらせを、漁業條約の不備の中に含めて、日本の既得権を、北洋から閉め出さうとしてゐるかに見える。それは、又單に、漁業上の問題のみに限らず、最近に於けるソビエツトの全般的な態度であつて、漁業問題は、唯だその一聯のソ聯強硬外交の線に添ふ一つの表現である。茲數年の我國への功勢的態度は既にあまねく諸人の熟知せるところである。而して、是を裏書すべく最近の事態は他にも亦枚舉に暇なく、即ちウラジオのわが商船社員がソ聯の監獄に故なく投獄され、或は敦賀ウラジオ航路のさいベリや丸が、不法な臨檢取調べをうけるなど、朝鮮沿海の漁船が、露領に侵入した等と勝手な名目で監禁さるゝなど、北樺太石油石炭利權企業への暴壓など、ソビエツトの敵對的な挑戰行爲は随分多く、昨年は、口滿國境に於て遂にロシア側は、乾岔子島と金阿穆河島の兩島を武力で占領し、遂にこれらは我方も武力を以て對抗し、先方の屈伏によつて解決したのであるが、これら凡ては、即ち我國の

五倍、十倍にもあまる軍備を擁して、日本と戦争したら必ず勝つと豪語しつゝある、赤軍を背景にしての不法行爲であるが、彼等は又、極東を赤化せんと欲せど、まづ日本帝國を破壊せざるべからずとか、「東京―浦鹽間の距離は僅か千キロに過ぎない、故にわが浦塩の根據地から超重爆撃機を使用して日本國土及び滿鮮諸要地を襲へばたとへ全機の完全なる歸還は不可能なりとするも、攻撃の目的は充分に達せられる」など、熱をあげてゐるのである。

このご計劃的な挑戦を心に藏しつゝも尙幾分日本を恐れるがために、敢て公然武力の挑戦にこそ出ないが經濟、産業上の技術的な問題で日本を壓迫しつゝあるソ聯に對して從來親ソ的であつた露領利権者は今日果して何を考ふべきであるか。ソ聯がわれに既得權を、許してゐるのは、即ちそれらの好意に對してとなく、日本の背後の武力に遠慮があるためであることを銘記せねばならぬ。即ち

ソ聯の反省は或はわが武力による外はないかも知れぬが、日本では「能ある鷹は爪をかくす」とか「力あるものは謙讓」とか言ひ、外國では武力を背景として、直ちに強硬なる交渉に入るのが常識である。わが外交が妥協的であることは、これ、とりもなほさずソ聯をして、我に武力なしと輕侮せしむることであつて、その經緯は輕々に觀過し能はぬ。わが國民が擧つて禪緊一番すべき秋でめる。

いまより準備せよ

このやうにソ聯が、他まで不法不信をもつて我が利權の追放を企てるならば、日本は、それに對して國威をもつて對抗するより外にないのであるが、勿論、漁業營業者、政府も、國民も、最後の腹は茲にもつべきであらう。

しかも、これは心構へであり、いざといふ時の場合のことであり、現實の問題としては、やはり政府を鞭撻し、何處までも強硬外交をもつて交渉するより外に術がない。それは云ひ換へれば、改訂條約の調印といふことであるが、一方にはこの際、妥協に妥協したものを敢えてソ聯が蹴のたのであるから我等はむしろ彼の昭和十年の改訂交渉の原案に復し、全く技術的な不利益を訂正緩和させると共に、

漁區競賣制の廢止

漁族の河川保護

是等の權利を絶對強硬に主張するも一方法である。これは誠に當然なことである。漁區競賣制が、ソ聯の最大のベタンであり策畧であることは、既に前にのべたが、昭和四年には、ソ聯の策にかゝつて、我が北洋漁業は、大混亂を捲き起した經驗もある。それは、この競賣を利用して、大阪の政商島徳藏や乾新兵衛等が宇田某をし、七

十八漁區を高價に落札させたといふ事件であるがため、日本魯漁業間に、大紛争が起り、政治問題化して、遂に外務省と農林省の對立とまでになつたことは何人も未だ記憶に新なる事實である。

即ち日本は莫大なる經濟的損失を受けたのである、國內紛争を巻き起し醜態を演じたのである。これは、日本の島德などの策謀とは言へ、競賣制の爲の犠牲であることは云ふまでもない。二度とかくのごときことがあつてはならないのである。而して是等のことから考へられる一つの良法は即ち日本北洋漁業が今後一層統一される事である即ち、競賣制の弊を矯めるのみならず、生産を合理化するために、當業者は深く合同經營をなすことである。是は理想である。

しかも一坦無規され妥協した上では、日本の外交官もいま更これらの提出は面子にかゝわると云ふ向もあらう。又漁業當業者に於ては、利益が現在より損失せぬ限りは妥協して、といふ氣持があることもうかゞへる。即ち一月十八日の報導によれば、廣田外相は、先方の試案を求めた容子であるが、漁業者も政府も此の弱腰ではどうか？ 足元を見透かされである事實はおほふべくもない。

されば、今日に於ては、原案に復すことは困難なりとしても、尙且つ試案を見て考慮する必要はあまりに軟弱である。試案が日本に不利であることは、これまでの經緯

に徴しても明らかであつて、この問題に對しては政府並に當業者共、最も慎重であらねばならぬことは云ふまでもなく、自由出漁、位の覺悟をもつて、日露戦果の權益をあくまで擁護すべきであり、紛争をおそれて、徒にその間の徳失を有俟無俟に葬り去るべきではない。改訂條約が、妥協の上蹴られたといふことは、國民として此上の屈辱はなく、何とかして單に當業者間の問題としてではなく、全國民の聲として、ソ聯に對し反省を促すと共に、斷乎として、その權益を護る方途に邁進すべきである。

而して最後に我々は、暫定條約が亦一年延びて、ともかくも今年の出漁に差支ないといふので安心して居べきでなく、いまから、充分、今後の覺悟を決めて置くべきであることを、聲を大にして當業者並に愛國熱情の士に向つて、強く警告を發し相共に國威の發揚に向つて愁を同ふし、一層の努力と邁進を期すべきである。

(完)

昭和十三年二月十五日印刷
昭和十三年三月一日發行

〔定價二十錢〕

編者 事業之世界調査部

横濱市中區藤堀町一ノ六一

發行者 三枝文雄

横濱市中區久保町一五七

印刷者 千田一郎

終

